



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

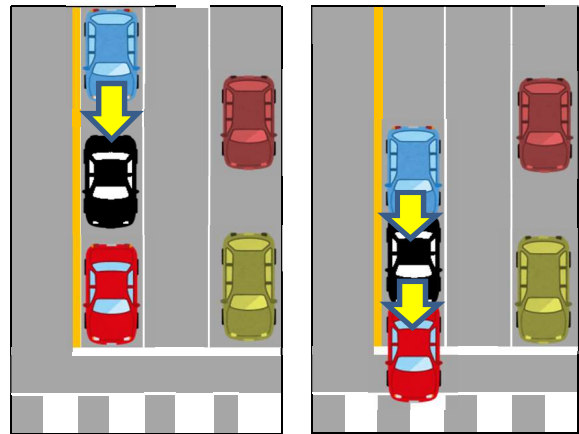
事件事例から学ぶ安全運転 テーマ 「停車時にも適度な車間距離を !!」

【事故概要】

前の車に続いて停車中、後続車に追突された衝撃で前方に押し出され、さらに前の車に追突した多重事故。

ドライバー語録

- ・最初に追突した運転者「お店を探しながら運転していたので、前の車が止まっていることに気が付きませんでした…。」
- ・二台目の運転者「追突された後、まさか前の車にも追突するなんて…。もっと車間距離を取っていれば、前の車にはぶつからなかったのかも…。」
- ・三台目の運転者「えっ？いったい何が起きたの？だって、後ろの車は止まっていたはずなのに？どうして？」



あらゆるリスクに備えてこそ「防衛運転」！！

皆さん、走行中は適度な車間距離を保持して、ゆとりある運転に心掛けられていると思います。でも、信号待ちなどで前の車に続いて停車する場合には、車間距離を詰めすぎたりしていませんか？

このような交通事故のケースでは、自分以外にも、さらに関係の無い第三者などを巻き込む恐れも考えられますので、停車する場合であっても、万が一追突された場合などの被害を最小限に抑えるため、安全な車間距離を保ちましょう。

そのほか、車や歩行者などで道路が混雑している場所を通行する場合は、急な飛び出しなどを考えて十分に速度を落としたり、降雪などにより路面状況が悪い場合には、出発時間を早めたり、そもそも車の運転を控えるなどの対応策も考えられます。「自らリスクを避ける、リスクに備える」防衛運転に努めましょう。



運転中は「油断と過信の払拭」・「運転に集中」！！

車の運転者は、刻々と変わる道路状況に応じて運転者が「認知」・「判断」・「操作」を繰り返しています。しかし、運転経験や慣れなどから生じる油断や、運転技術などの過信が、正しい判断を誤らせる原因となる場合もあります。

運転中は、自らが意識して「油断と過信の払拭」に努め、「運転に集中」し、正しく「認知」・「判断」・「操作」して、より慎重な安全運転を心掛けましょう。

後部座席でのシートベルト着用も義務です

自動車に乗ったら後部座席を含む全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

後部座席のシートベルト着用は全ての道路で義務です。

後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、以下のような危険性があります。

- 車内で全身を強打する可能性があります。
交通事故の衝撃により、すさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることとなります。
- 車外に放り出される可能性があります。
衝突の勢いが激しい場合、後席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、硬いアスファルトに体をぶついたり、後続車両にひかれることで、最悪の場合は命を落とします。
- 前席の人が被害を受ける可能性があります。
衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバッグで挟まれ、頭などに大けがをすることがあります。

事故時の被害を軽減するため、シートベルトを正しく着用しましょう。

第31回セーフティ123キャンペーンのお知らせ

- ◎ 募集期間：令和6年5月1日（水）から令和6年6月14日（金）までの期間
 - ◎ 実施期間：令和6年6月15日（土）から令和6年10月15日（火）までの123日間
 - ◎ 参加申込み： 3人1チームによる参加
- ※ 参加申込み方法は、令和6年4月下旬から、県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署に備え置きます「応募申込みパンフレット」をご覧ください。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております（土日・祝日を除く）。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。※令和5年4月から窓口の一部変更があります。

交通事故 相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）		
窓 口		電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室		022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日（要予約）
大河原地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）		0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 県庁交通事故相談室とのリモート相談のみ（要予約）
北部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）		0229-91-0701 内線210	
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター（※リモート相談のみ、要予約）		0228-22-2111 内線287	
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター（※リモート相談のみ、要予約）		0220-22-6111 内線294	
東部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）		0225-95-1411 内線3020	
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）		0226-24-3186	